

令和2年度  
宮崎市内部統制評価報告書

内部統制評価部局【企画財政部 行政経営課】

宮崎市長 戸敷 正は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

### 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

宮崎市長 戸敷 正は、宮崎市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、宮崎市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「宮崎市内部統制に関する方針」（令和 2 年 4 月 1 日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務及び情報管理に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

### 2 評価手続

宮崎市においては、令和 2 年度を評価対象期間とし、令和 3 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務及び情報管理に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

### 3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施したところ、令和 2 年度におきましては、全庁的な内部統制については整備上及び運用上の不備は確認されませんでした。業務レベルの内部統制については、令和 2 年度以前に実施した業務に起因する「運用上の重大な不備」が 2 件確認されたことから、内部統制は有効に運用されていないと判断しました。

確認された 2 件の重大な不備は、令和 2 年度以前から継続して行っている業務や、令和 2 年度以前に実施した業務について、内部統制制度を導入したことを受けて、改めて検証を行う中で発見されたものです。

令和 2 年度については、導入初年度として、各所属においてリスク対応策の具体化・見直しなどを通して、改めて業務に潜むリスクを再認識し、リスクの重要性に応じて当該リスクを回避・低減する対策を検討するなどの取組を実施しています。

また、軽微な不備も含めて内部統制上の不備として自己評価し、庁内で情報共有することで、各課の取組に反映するなど、積極的に内部統制の強化に取り組んでおります。

不備が確認されたリスクについては、再発防止に向けた対応が既になされているほか、その他のリスクについては、適正な整備・運用が図られていることから、一定の効果があったものと考えております。

#### 4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備2件については、それぞれ以下の通り是正を行いました。

ア 多機能型事業所等について、サービスの利用に応じて支払われる給付費のうち定員規模別単価の算定誤りにより、6つの事業所に対して給付費の過払いが生じた事案について、今後同様の不備発生を防止するため、多機能型事業所等の取扱いに関する文書を送付し、制度の周知と注意喚起を行いました。また、多機能型事業所等に関する項目を追加した実地指導の指導調書により、実地指導の際に確認を行うほか、定員規模の項目についてわかりやすく変更した体制加算届の様式により確認することといたしました。

イ 多機能型事業所等の定員規模別単価の算定誤りについて、事業所から市に相談があり、利用定員数の適切的な変更と、児童発達支援管理責任者の人数の適切的な変更の2つの対応を行い、単価の算定誤りによる過払いは生じていないとの事務処理を行った事案について、今後同様の不備発生を防止するため、福祉部内で内部統制制度に関する研修や公務員倫理研修を行い、適正な事務執行についての意識改革を図ったほか、今後の内部調査結果などを踏まえ、引き続き、各種研修等の機会を捉え、事務処理の適正化に係る意識の向上を図ることといたしました。

また、ア、イに共通して、組織としても事務処理の適正化に対応するため、福祉部が所管する障がい福祉及び介護サービス事業者等の指定や給付費の支給に関する業務と、それらの事業者等への指導監査に関する業務を分離し、運営及び給付の更なる適正化を図るとともに、業務の集約により体制を強化するため、令和3年4月1日付で、福祉総務課の指導監査係を「指導監査室」に再編しました。

令和3年 6月30日

宮崎市長 戸敷 正